

各種団体が自主的に取り組むまちづくりを支援します

▷問い合わせ先＝市民協働準備室(☎内線214)／大船渡市市民活動支援センター(☎④5702)

市では、地域課題の解決や地域の活性化を目指して、各種団体が自主的に取り組むまちづくり活動の経費に対し、補助金を交付して支援します。

▷補助金額＝上限50万円

※補助金額は、いずれも補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内で、1,000円未満は切り捨て

▷対象＝市内でまちづくり活動を行う団体で、次の要件を満たす団体

・構成員がおおむね5人以上で、その $\frac{1}{2}$ 以上が市民であること

・市内に事務局があること

※市が構成員や事務局などを担っている団体は除く

▷対象となる活動＝平成30年度中に完了し、国・県の補助制度、大船渡市中小企業振興事業補助金など本市のほかの補助制度の対象とならないもののうち、次のいずれかに該当する活動

・市民の利益に広く寄与するもの

・独自の発想や新たな視点によるもの

・波及効果や新たな展開が期待できるもの

・地域の特性や資源を生かしたもの

・地域課題の解決や地域の活性化に資するもの

・継続的な活動が期待されるもの

※政治、宗教および営利を目的とした活動は除く

▷対象とならない経費

・団体の構成員に対する人件費、謝礼など

・団体の会議費、事務費、施設管理費など

・団体の構成員による団体の交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費、慰労的な視察や研修の費用など

▷審査方法

・書類審査と企画審査委員会による審査を行います。

・企画審査委員会に説明(プレゼンテーション)をお願いする場合があります。

▷事業の流れ

①事前相談の受け付け

・日時＝随時(月～金曜日)

※5月12日(土)は開所します。

・会場＝大船渡市市民活動支援センター(サン・リア2階)

②仮申請の締め切り

・日時＝5月15日(火)午後5時15分

・会場＝市役所本庁市民協働準備室

③補助金交付事業の決定

・時期＝6月上旬

▷申請書類＝市のホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁市民協働準備室、大船渡市市民活動支援センターに備え付けています。

～大船渡農業振興地域整備計画見直し～農振除外の申し出は5月2日までに

▷提出先／問い合わせ先＝農林課農政係(☎内線7124)

市では、総合計画を踏まえ、将来に向けた農業の持続的発展を推進するため「大船渡農業振興地域整備計画」を策定し、おおむね5年ごとに計画の見直しを行っています。

東日本大震災以降、計画の見直しを延期していましたが、平成30年度において見直しを行うこととしました。

見直し後5年間は、「農振除外」ができなくなりますので、今後、農用地区域内の農地において、住宅建築や植林などの農業以外の利用を予定している場合は、早急に農振除外の手続きをしてください。



(13) 広報大船渡 30. 4. 11(No. 1124)

▷問い合わせ＝市役所☎0192②3111

▷申し出の受付期間＝5月2日(水)まで

▷提出書類

①農業振興地域整備計画に基づく農用地利用計画の変更申出書

②事業計画書

③登記事項証明書・謄本

④公図の写し

⑤案内図(縮尺1/1500～1/5000程度の地図に申請地を表示したもの)

⑥転用目的に応じた図面など

⑦隣接する農地の所有者の同意書(隣地が他者の所有する農地の場合)

⑧その他申し出の内容により、市長が必要と判断する書類

第一中と日頃市中、越喜来中、吉浜中の4校 平成32年4月の統合が決定

▷問い合わせ先＝学校統合推進室(☎内線271)

3月12日、第一中と日頃市中、越喜来中、吉浜中の4校統合に向け、関係4地区の学校統合協議会委員の中から、別途教育委員会で委嘱した皆さんにより、第1回合同協議会が開かれました。

はじめに、正副会長の選任について協議し、会長に第一中学校区学校統合協議会長が、副会長には、日頃市、越喜来、吉浜の3地区の学校統合協議会長がそれぞれ選任されました。

その後、4校統合の方式と時期について話し合いました。その結果、統合の方式(新設か編入かの選択)については、日頃市、越喜来、吉浜の各地区と同様に、第一中学校区においても、児童生徒の保護者へのアンケート調査を実施することとし、その結果をまとめた後、あらためて話し合うことになりました。

次に、統合の時期については、会議の中で第一中校長から、4校統合となると学校経営や事前の生徒間交流など、統合の準備期間として2年は必要との説明があり、平成32年4月統合とすることで合意が図られました。

学校統合の方式について

学校統合の方式には、新設統合と編入統合の2つがあります。それぞれの場合の学校名、校歌および校章の関係を整理すると、次のとおりとなります。

統合の方式	学校名	校歌	校章
新設統合 統合予定校全てを廃校とし、新たな学校を新設	新たに設定、あるいは協議の結果、統合予定校のうちの1校の学校名を踏襲	○	○
		○	×
		×	○
編入統合 統合予定校のうち1校を残し、他の学校を当該学校に統合	残された1校の学校名を踏襲	○	○
		○	×
		×	○

注1) ○＝新たに設定(作成)
×＝統合予定校のうち、他の学校との統合で残された1校のものを踏襲
2) 運動着については、校章と連動して対応

住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を助成します～工事着手前に申請を～

▷申請先／問い合わせ先＝企画調整課企画係(☎内線229)

市では、平成30年度も引き続き一般住宅などへの太陽光発電システム設置費用の一部を助成しています。助成対象となる設置工事は、平成30年4月1日以降に着手し、平成31年3月31日までに完了するものです。

▷対象＝次の要件をどちらも満たす人(法人を除く)

①市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人、または太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を購入する人
※住宅とは、個人が電灯契約している建物で、住宅(店舗、事務所などとの併用住宅を含む)として使用されるものをいいます。
※店舗などとの併用住宅の場合、居住用部分の床面積が総床面積の $\frac{1}{2}$ 以上を占めるものに限ります。

※太陽光発電システムは、太陽電池の最大出力合計値が10kW未満のものに限ります。
※中古の太陽光発電システムは除きます。

②市税を滞納していない人

▷補助金額＝太陽電池の最大出力の合計値に1kW当たり3万円を乗じて得た額で、10万円が上限【例】4kWの太陽電池を設置した場合、4kW×3万円＝12万円となるため、補助金の額は上限の10万円となります。

▷手続きの流れ

・市内の住宅に太陽光発電システムを設置する場合

①補助金の申請→②申請の受理→③書類審査→④補助金の交付決定通知→⑤設置工事着手→⑥設置工事完了→⑦補助金の交付請求→⑧補助金の交付

・太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を購入する場合

①補助金の申請→②申請の受理→③書類審査→④補助金の交付決定通知→⑤住宅購入→⑥補助金の交付請求→補助金の交付

▷その他＝申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

(12)